

湖西市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖西市犯罪被害者等支援条例（令和 2 年湖西市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(総合的な窓口)

第 2 条 条例第 7 条の総合的な窓口（以下「窓口」という。）で犯罪被害者等からの相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。

2 窓口で受けた相談については、犯罪被害者等相談受付票（第 1 号様式）に記載するものとする。

(見舞金の支給)

第 3 条 条例第 8 条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する見舞金
300,000 円

(2) 犯罪等により全治 1 か月以上の負傷疾病を負った者に対して支給する見舞金 50,000 円

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に規定する見舞金の支給を受けた者が当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合の同項第 1 号に規定する見舞金の額は、同号に規定する額から同項第 2 号に規定する額を控除した額とする。

(遺族の範囲)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に規定する見舞金は、犯罪等により被害を受けた者が死亡したとき、その者と生計を一にしていた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に支給することができる。この場合において、見舞金の支給を受けるべき者が 2 人以上いるときは、その者の中から選定された代表者に対して当該見舞金を支給するものとする。

2 前項後段に規定する代表者を選定したときは、見舞金受給代表者選定に関する届出書（第2号様式）を市長へ届け出るものとする。

（見舞金の申請）

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金支給申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長へ申請するものとする。

(1) 第3条第1項第1号の見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪等により被害を被った者である市民との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書

ウ その他犯罪被害に遭ったことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 第3条第1項第2号の見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ その他犯罪被害に遭ったことが証明できるものとして市長が認める書類

2 前項の規定による申請は、死亡又は負傷疾病の原因となった犯罪等が発生してから1年以内にしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、代理人に委任することができる。

（見舞金支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い支給の可否を決定し、申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（第4号様式）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

犯 罪 被 害 者 等 相 談 受 付 票

(湖西市)

受付年月日	年 月 日 () 受付者
相談者	氏名 生年月日 男・女
	住所 TEL
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 親族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
被害の内容	被害発生日時 年 月 日 () 時
	被害発生場所
	被害の種類
	備考
被害による 心身の状態	通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺障害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	具体的状況
被害者等の 要望する支援	<input type="checkbox"/> 総合的相談 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 住居・日常生活 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 捜査 <input type="checkbox"/> 司法手続き(刑事・民事) <input type="checkbox"/> その他 ()
支援制度教示	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要 (理由:)
支援を受けたことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	支援機関:
	支援内容:
関係機関等への 情報提供の同意	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 条件付可 () <input type="checkbox"/> 不可
受付者所見	
関係機関等へ の引継ぎ	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

様式第 2 号 (第 4 条関係)

見舞金受給代表者選定に関する届出書

年 月 日

(宛先) 湖西市長

代表者 _____ 印

湖西市犯罪被害者等支援条例第 8 条に規定する見舞金の支給を受けたいので、同施行規則第 4 条に規定する代表者として、下記のとおり選定したので届け出ます。

記

代表者	住所		
	フリガナ		TEL
	氏名		
被害行為により 死亡した方	住所		
	氏名		
	死亡年月日	年	月 日

【受給対象者】

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名	住 所	続 柄
印		
印		
印		
印		
印		

【注意事項】

この届出は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 支 給 申 請 書

年 月 日

(宛先) 湖西市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

TEL () - _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)

TEL () - _____

湖西市犯罪被害者等支援条例第 8 条に規定する見舞金の支給を受けたいので、同施行規則第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

犯罪被害発生日	年 月 日 ()	
取扱警察署及び 受理番号等	警察署 年 月 日 第 号	
フリガナ		
犯罪等により 被害を被った者		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 全治 1 か月以上の負傷疾病
見舞金額	30 万円 (25 万円)	5 万円

振込先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

備考	<ul style="list-style-type: none">・添付書類と留意事項は裏面を参照してください。・記入については、必要に応じて職員が補助します。
----	--

添付書類

(1) 犯罪等により被害を被った者が死亡した場合

- ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 申請者と犯罪等により被害を被った者である市民との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書
- ウ その他犯罪被害があったことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 犯罪等により被害を被った者が全治 1 か月以上の負傷疾病の場合

- ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
- イ その他犯罪被害があったことが証明できるものとして市長が認める書類

(3) 代理人による申請の場合

- (1) 又は (2) の書類のほか、委任状を添付してください。

留意事項

死亡による見舞金を受給しようとする場合、既に全治 1 か月以上の負傷疾病による見舞金を受給していたときは、その金額を差し引いた額を支給します。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

湖西市長



犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり支給することと決定しましたので通知します。

記

- 1 見舞金受給者
- 2 見舞金額 円
- 3 振込予定日 年 月 日

様

湖西市長



犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった犯罪被害者等見舞金については、
次の理由により、不支給とすることと決定しましたので通知します。

理由

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。